

# 三重県美容業生活衛生同業組合

## ◎地区及び支部規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第5条及び第74条に規定するところにより定める。

(地区及び支部の設置)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）は業務の運営円滑を期するため、定款の定めるところにより、地区及び支部を設置するほか、この規程に定めるところによる。

(地区及び支部の名称)

第3条 地区及び支部の名称は、三重県美容業生活衛生同業組合〇〇地区、及び三重県美容業生活衛生同業組合〇〇支部とする。

(地域)

第4条 地区及び支部の地域は定款第5条の定めるところによる。

(資格)

第5条 組合員となる資格は、その支部の地域内において美容所を開設する者とする。

(加入)

第6条 組合員となるにはその所属する支部長を経て、組合の定款に定める加入申込書を組合に提出して承認を得るものとする。

(脱退)

第7条 組合員はあらかじめ所属支部長を経て、定款の定めるところにより脱退することができる。

(費用の負担)

第8条 組合員は次の費用を負担する義務があるものとする。

- 1) 合員は組合一般経費にあてるため、総代会で定めた額の組合費を期限までに組合に納めることとする。
- 2) 組合員は支部一般経費にあてるため、支部総会で定めた額の支部費を期限までに納めることとする。

(費用の徴収)

第9条 組合費及び支部費の徴収方法は、各支部で徴収し、支部長はこれを取りまとめて毎月25日までに組合費を組合に納入し、支部費は支部会計に納入するものとする。

(役員及び総代)

第10条 地区役員はその地区の支部役員の内選により選任し、支部役員は支部組合員の内選により選任する。

2. 総代定数はその支部に所属する組合員数の10分の1とする。但し、端数がある場合は1名増員するものとする。

第11条 地区及び支部に次の役員をおく。

<地区役員>

- 1) 地区長 1名
- 2) 地区総務 1名以上
- 3) 地区事業教育 1名以上
- 4) 地区会計 1名
- 5) 地区監事 1名以上

<支部役員>

- 1) 支部長
- 2) 支部総務 1名以上
- 3) 支部事業教育 1名以上
- 4) 支部会計 1名
- 5) 支部監事 1名以上

但し、支部長は総代の中より選任する。

又2)及び3)は必要な場合に選任する。

(役員候補)

第12条 支部は定款第5条に定められた別表により各地区（ブロック）に所属し、定款第45条に定める役員候補を1名推薦することができる。但し、支部組合員数が100名を超える支部は、100名を超える毎に、役員候補を1名増員することができる。

2. 理事会で推薦された組合関連の組織及び団体の代表者、又はそれに準ずる者は、定款第45条に定める役員候補となることができる。但し、定款第48条に定める役職には就くことができない。

3. 理事長の所属する支部は、必要な場合役員候補を1名推薦することができる。

(役員の任期)

第13条 地区役員及び支部役員の内任期は定款第46条の規定を準用する。

(地区の事業)

第14条 地区は定款第7条に定める事業及び組合員相互の親睦を図る事業を実施することができる。但し、定款第7条の内第1, 2, 3, 7, 10, 11, 13号に定める事業を除く。

2. 前項の事業の内、定款第7条第8号に定める事業を実施する場合、地区長は事前に計画書を理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第15条 地区及び支部の事業年度は定款第58条の規定を準用する。

(規程の変更)

第16条 この規定を変更しようとするときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経て、総代会で承認を求める。

(規程外事項)

第17条 この規程に定めのない事項については組合定款、規約を準用する。

(規程の実施)

第18条 この規程は昭和37年7月25日の通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は、昭和39年5月27日通常総会の議決によりこれを実施する。
3. この規程の変更は、昭和50年5月21日第13回通常総代会の議決によりこれを実施する。
4. この規程の変更は、平成9年5月26日第35回通常総代会の議決によりこれを実施する。
5. この規程の変更は、平成12年5月22日第38回通常総代会の議決によりこれを実施する。
6. この規程の変更は、平成14年5月20日第40回通常総代会の議決により、平成15年度より実施する。
7. この規程の変更は、平成15年5月19日第41回通常総(代)会の議決によりこれを実施する。
8. この規程の変更は、平成16年5月18日第42回通常総代会の議決により、平成16年度から実施する。
9. この規程の変更は、平成21年5月17日第47回通常総代会の議決によりこれを実施する。

## ◎総会又は総代会運営規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第22条及び第

33条の運営につき、第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の総会又は総代会の議事は、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(司会者)

第3条 司会者は議長の選任が終るまでの、総会又は総代会の運営にあたるものとする。

2. 司会者は理事の内1名がこれにあたるものとする。

(資格審査委員会)

第4条 総会又は総代会を開くに先立って、その出席者の資格を確認するために資格審査委員会(以下審査委員会という)を設ける。

2. 審査委員会は、出席者の内から各支部に各々1名を推薦し、これを出席者に諮り委員として構成し、その委員の互選によって委員長をおく。
3. 審査委員会は直ちに出席者の資格審査を行い、委員長より出席者に報告しなければならない。
4. 審査委員会は総会又は総代会の閉会と同時に解散するものとする。

(成立)

第5条 前条第3項の報告を確認し、総会又は総代会の成立要件が整った時総会又は総代会は成立する。

(議長、副議長)

第6条 総会又は総代会に議長1名、副議長2名以内をおく。

2. 議長、副議長は構成員の中から総会又は総代会に諮って選出する。

(議長、副議長の職務及び権限)

第7条 議長は総会又は総代会の運営と進行に責任を持ち、副議長は議長を補佐し、議長事故ある場合はこれに代わるものとする。

2. 議事運営を故意に妨害する者あるときは、議長は退場を命ずることができる。
3. 議長は議事の記録をとるために、総会又は総代会の承認を得て書記を任命する。
4. 議長は議事日程より順次議事を進めるものとする。但し、定款に規定するところに